

秋田県地域福祉推進委員会運営要綱

(名 称)

第1条 この会は地域福祉推進委員会（以下「会」）と称する。

(目 的)

第2条 この会は本県における地域福祉の推進と社会福祉事業の健全な発達を図るため、県民の抱える生活福祉課題を明らかにし、その課題について調査研究を行い、解決方策を明らかにするとともに、県民・行政・社会福祉関係者等の理解と協力及び主体的な参加と連携によりその実現を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 この会に関係機関・団体及び学識経験者等による委員会を設置する。又、広く意見や要望を把握するため、福祉関係団体による推進会議を設ける。

(委員会)

第4条 委員会は、次に掲げる関係機関・団体のなかから選任する。また、委員会には必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- (1) 秋田県社会福祉協議会
- (2) 市町村社会福祉協議会
- (3) 社会福祉に関係する各団体
- (4) 各施設種別協議会
- (5) 学識経験者
- (6) 報道関係者
- (7) その他

(任 務)

第5条 委員会は、次の事項について研究協議する。

- (1) 県民の生活福祉課題に関する調査研究
- (2) 制度・政策に関する調査研究
- (3) 地域福祉の推進課題に関する調査研究
- (4) 政策及び民間社会福祉の推進方策に関わる提言及び要望
- (5) その他

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とする。

(役 員)

第7条 委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長1名をおく。

- 2 委員長はこの委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(会 議)

第8条 委員会は必要に応じて開催するものとし、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、会務の運営及び執行にあたる。
- 3 専門委員会は、委員会の任務を迅速に推進するため、課題の整理・調査研究等を行う。

(推進会議)

第9条 推進会議は、次に掲げる関係機関・団体をもって組織する。

- (1) 秋田県社会福祉協議会
- (2) 市町村社会福祉協議会
- (3) 社会福祉に関係する各団体
- (4) 各施設種別協議会
- (5) その他

(推進会議の会議及び役割)

第10条 推進会議は年1回開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 推進会議に座長をおき、その議長となる。
- 3 推進会議で協議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉の推進課題
 - (2) 政策及び社会福祉の推進方策に関わる課題
 - (3) その他県内の福祉課題等

(経 費)

第11条 この会の費用は、予算対策分担金をもってあてる。

(委任規程)

第12条 この要綱に定めるものの他、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8年 2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 6月15日から施行する。